平成２４年（フ）第１４２号
東京都町田市山崎町2130番地山崎団地７―９―302
破産者　菊池　武彦
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２３号
新潟市江南区早苗２丁目２番25号
破産者　有限会社福一
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７号
金沢市安江町11番20号、従前の本店所在地金沢市粟崎町３丁目245番地
破産者　株式会社開成不動産
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２２号
三重県鈴鹿市稲生塩屋１丁目13番31号
破産者　樋口　正行
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第９６号
滋賀県湖南市岩根1264番地の２
破産者　有限会社あきら
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７５号
大阪府東大阪市西堤本通東３丁目１番38号
破産者　有限会社アシスト通商
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９０号
長崎県長崎市横尾４丁目７番８号、開始決定時の住所長崎県長崎市三京町815番地35
破産者　坂本　淳二
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７３号
熊本市西区春日５丁目６番１号
破産者　株式会社ミウラ
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４７０号
熊本県上天草市大矢野町中11497番地
破産者　株式会社メイプル
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２０４５号
さいたま市南区白幡１丁目９番15号　白幡サンハイツＡ棟102号、旧住所さいたま市南区関２丁目11番８―103号
破産者　松浦　民夫
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５８号
さいたま市北区今羽町366番地２　ホワイトパレスⅡ101
破産者　大根田工業こと　大根田隆司
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３４５号
札幌市豊平区中の島１条７丁目10番１号　中の島カサデューク77―202号、前住所札幌市豊平区西岡４条９丁目１番26―308号
破産者　今村　茂光
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７７１号
仙台市泉区上谷刈３丁目16番８―603号、従前の住所仙台市泉区鶴が丘４丁目２番地の12
破産者　鈴木　保子
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１６号
群馬県太田市新田市野井町2737番地
破産者　関口　　孝
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第６６号
川崎市高津区溝口１丁目22番31号　川原荘201、前住所川崎市高津区上作延1122番地２県公社住宅　11―1131
破産者　大小田忠彦
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１１９号
川崎市川崎区藤崎４丁目９番１―506号　スタープル藤崎
破産者　藤原弘子こと　文　　順姫
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１９４７号
名古屋市東区大幸３丁目16番20号　三旺マンション砂田橋802号
破産者　鈴木なをみ
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４９２号
名古屋市昭和区川名本町２丁目40番地の２
破産者　松浦　和美
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５５９号
愛知県あま市七宝町沖之島市之坪268番地、開始決定時の住所愛知県あま市七宝町沖之島市之坪842番地　山田荘205号室
破産者　宮下　紋子
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部